二　本人確認番号（個人番号又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び年金コード

三～六　［略］

2～4　［略］

（総報酬月額相当額を算定する場合に必要な事項の異動の届出）

第十四条　国会議員等である改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者は、前条第一項第四号に掲げる事項に異動があったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号及び第四号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一　［略］

二　本人確認番号及び年金コード

三～五　［略］

2　［略］

（国会議員等でなくなったことの届出）

第十五条　国会議員等である改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者は、国会議員等でなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一　［略］

二　本人確認番号及び年金コード

三　［略］

（請求書等の特例）

第十八条の二　私立学校教職員共済法施行規則第四十一条第二項の規定及び附則第十条の二の規定は、改正前私学共済法による年金である給付について準用する。

2　改正前私学共済規則第十七条において準用する同令第四条第一項の規定により事業団に改正前私学共済法による年金である給付に係る請求書又は届書（配偶者又は子の氏名を記載するものに限る。）を提出する者は、当該請求書又は届書に当該配偶者又は子の個人番号を記載しなければならない。ただし、事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

3　［略］

二　基礎年金番号（個人番号を有する者に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。以下同じ。）及び年金コード

三～六　［同上］

2～4　［同上］

（総報酬月額相当額を算定する場合に必要な事項の異動の届出）

第十四条　国会議員等である改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者は、前条第一項第四号に掲げる事項に異動があったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号及び第四号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一　［同上］

二　基礎年金番号及び年金コード

三～五　［同上］

2　［同上］

（国会議員等でなくなったことの届出）

第十五条　国会議員等である改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者は、国会議員等でなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一　［同上］

二　基礎年金番号及び年金コード

三　［同上］

（請求書等の特例）

第十八条の二　附則第十条の二の規定は、改正前私学共済法による年金である給付について準用する。

2　改正前私学共済規則第十七条において準用する同令第四条第一項の規定により事業団に改正前私学共済法による年金である給付に係る請求書又は届書（配偶者又は子の氏名を記載するものに限る。）を提出する者は、当該請求書又は届書に当該配偶者又は子の個人番号を記載しなければならない。ただし、その者が個人番号を有しない者である場合又は事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

3　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。